

久間田地域づくり計画

2024年度～2027年度



古来この地には、川の化身・農業神として弁財天を祭る
祠(ほくら)があり、今でも住民の信仰の厚いところから久
間田の地区旗は弁財天となった

久間田地域づくり協議会

もくじ

はじめに.....	1
久間田地区とは.....	2
協議会がめざす将来の久間田.....	5
課題解決にむけた協議会の取組.....	6
役員会および各専門部会の目標と事業.....	8
資料	
久間田地域づくり協議会規約.....	15
久間田地域づくり協議会組織図	

はじめに

久間田地域づくり協議会は、「久間田地区に住むみなさんが地区への愛着と誇りを持ち、安心安全に暮らしていけるまちづくり」の実現を目指して、平成30年（2018年）4月に設立をしました。翌年には、地域づくりの指針となる地域計画を策定するため、住民アンケートの実施やワークショップを開催してこの地区が抱える課題を洗い出し、その課題を少しでも解決するために必要な取り組みについて協議を重ねて、「久間田地域づくり計画2020年度～2023年度」が完成しました。

この計画のもと、令和2年（2020年）度から地域づくり事業が改めてスタートしましたが、その後の新型コロナウイルスの感染拡大により、大きくつまづくことになりました。あらゆる活動が縮小され、住民同士のつながりの要となっていた伝統的な行事も中止せざるを得ず、健康面だけでなく、人付き合いやコミュニケーションが減ったことによる影響は、小さいものではありませんでした。

そんな中、地域計画の改定時期を迎えましたが、久間田地区が抱える課題は4年前とあまり変わっていません。自然災害は年々増加し、少子高齢化はますます進み、地域で支え合う「互助」の重要性は高まるばかりです。

これらのことから、令和6年（2024年）度からの4年間も、引き続き、地域づくり活動のスローガンを「みんなでつくろう！人と人のつながりのある久間田」として地域のみなさんと共有し、その実現に向けて久間田地区全体で取り組んでいきたいと考えています。このおよそ1年間、地域計画の改定にご尽力いただいた全ての方々に感謝を申し上げますとともに、今後も久間田地区の地域づくり活動に対して、地域のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年（2024年）3月
久間田地域づくり協議会

久間田地区とは

久間田地区は伊勢湾と鈴鹿山脈のほぼ中ほどに位置する農村地域で、東西約7kmにわたり、面積は約5.19km²を有しています。東西を椿地区と河曲地区に挟まれ、南には深伊沢地区と石薬師地区に接し、北は四日市市と境を接しています。また、東に国道1号線、西に東名阪自動車道が位置しています。

西から岸田町、花川町、下大久保町の集落が形成され、地区東に小谷が位置しており、昭和32年（1957年）に鈴鹿市に合併しました。

この地区の地形は、主に内部川が鈴鹿山脈から運び出した土砂によって作られた段丘化した扇状地で地区の集落は台地上に位置しています。

寺井池（弁天池）から流れる浪瀬川の兩岸に広がる田は、集落のある台地からは5mほど低くなっており、昭和62年（1987年）に終了した耕地整理事業により、碁盤の目のように整然と並んでいます。良質な米を産出していますが、地質的に水もちが悪く、田や畑への施水は寺井池等の灌漑用水池に頼らなくてはなりません。また、かつてはマンボと呼ばれる地下水路がさかんに掘られ、水を得るために祖先は大変苦勞をしました。

冬は鈴鹿山脈から吹き下ろす鈴鹿おろしが肌に突き刺さるくらい厳しく、また、雨上がりには、北西の風が強く吹きます。そのため、4月以降も遅霜があり、農作物への被害が心配されます。茶畑には、霜害を防ぐための防霜ファン等が設置されており、鈴鹿市西部の風物詩となっています。



▲米の収穫の様子

岸田町や花川町には茶畑が多く、大きな製茶工場も見られ、鈴鹿の「茶どころ」でもあります。

また、下大久保町には農業法人クマダ株式会社が事務所を構えており、従来の個々の小規模営農から組織化・大規模化に取り組むことで、この地区の農業の維持や発展に貢献しています。

この地区内には、下大久保町の久松山保智院と岸田町の岸昌山真念寺があり、いずれも真宗高田派の寺院です。神社は、久間田神社を始めとして、岸田神社、花川稲荷、小谷神明社などがあり、それぞれの町で大切に祀られています。

また、勇壮な太鼓踊りの弁天踊り、即身成仏した尼僧法泉の霊が祀られる法泉塚や戦死者の慰霊碑である忠魂碑、伊勢神宮へ灯明をあげる目的で置かれた常夜燈、前述の地下水路のマンボなど、昔からの言い伝えとともに多くの史跡などが残されています。



◀下大久保町の弁天踊り



▲忠魂碑



▲常夜灯



▲ マンボの入口 ▶



久間田地区には小中学校がありませんが、下大久保町・岸田町・花川町の子
ども達は、小学生は消防道路沿いにある深溝町に建つ鈴西小学校に通い、中学
生は長澤町の鈴峰中学校に通っています。小谷については、小学生は石薬師小
学校、中学生は加佐登三丁目にある白鳥中学校に通っています。

※参考文献：久間田の昔・今 久間田郷土誌（久間田誌編集委員会発行）

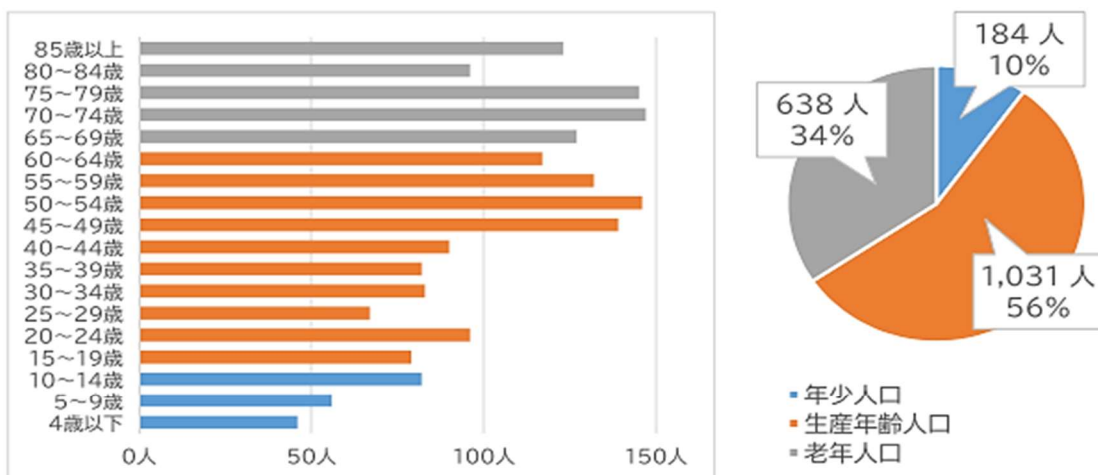
写真提供：坂尾富司（岸田町）、農業法人クマダ株式会社

人口

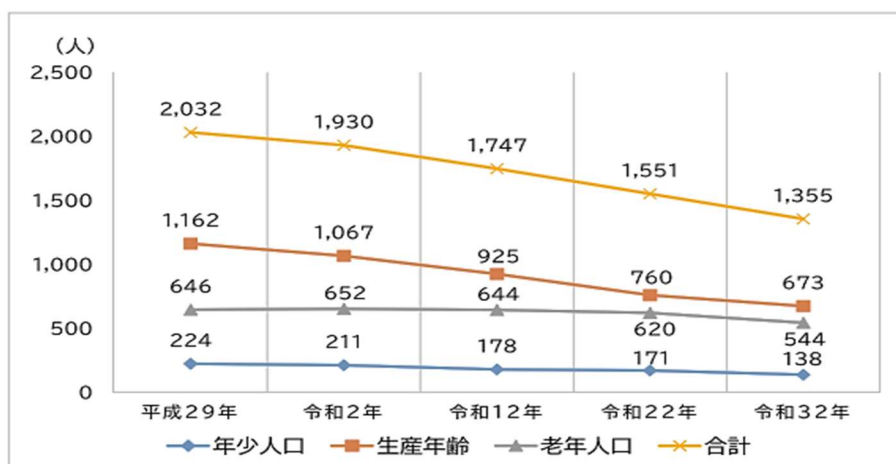
■ 鈴鹿市及び久間田地区の人口・世帯数【令和4年9月末現在】

	鈴鹿市全体	久間田地区	市全体に占める割合
総人口	196,693 人	1,853 人	0.94%
世帯数	88,262 世帯	744 世帯	0.84%

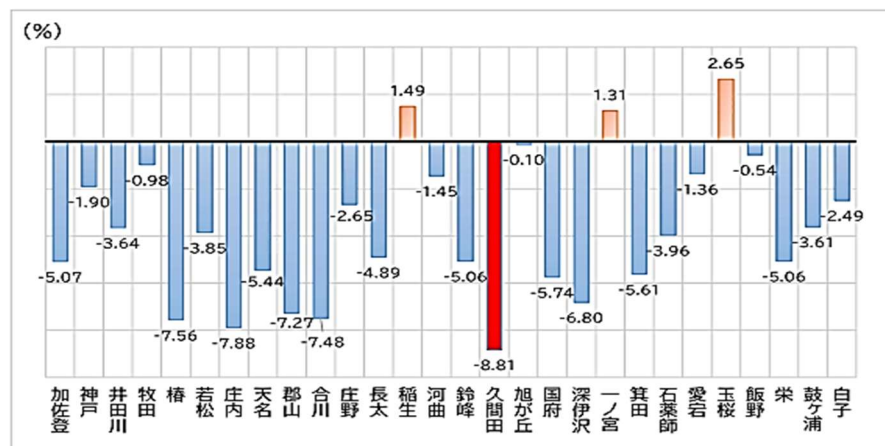
■ 年齢別人口構造(久間田地区)【令和4年9月末現在】



■ 久間田地区人口推移



■ 協議会別の人口増加率(平成29年9月末から令和4年9月末の5年間)



協議会がめざす将来の久間田

久間田地区は公共交通機関が乏しく、少し不便なところがありますが、豊かな自然のなかで育った人々は仲がよく穏やかな人柄です。

一方で、久間田地区の人口増加率はこの5年間でマイナス8.81%と鈴鹿市内で最も減少しており、それに比例するように15歳未満の年少人口も年々減少しています。あわせてこの地区の高齢化率は令和4年（2022年）9月末現在で34.4%と、鈴鹿市全体の25.7%に比べて高くなっており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯の増加、さらに空き家の増加など、少子高齢化が進むことにより、様々な課題や変化が明確になってきました。

今後の地域づくりをより豊かなものにしていくためには、久間田地区という大きな視点で物事を見て、考えて、助け合うことや、“若者”“働き盛りの世代”“女性”“高齢者”“障がいを持った方”など、様々な方が意見を出し合って地域づくりに取り組むことが、大切であるといえます。

引き続き、久間田地域づくり協議会では、行政など関連機関と連携しながら、「みんなで作ろう！人と人のつながりのある久間田」をスローガンとして、限られた地域資源や知力を生かして自らが行動し、いつまでも住み続けたいと思える久間田地区をつくること、そしてそれを次世代へ引き継いでいくことを目指していきます。

文 化

◆史跡の保存や伝統文化を継承し、ふれあいや生きがいづくりを楽しむ地域づくり

青少年育成

◆「子どもは地域の宝」という意識を持ち、地区全体で子どもを健やかに育てる地域づくり

スポーツ

◆スポーツを推進し、住民の健康増進と住民相互の親睦を深める地域づくり

【スローガン】

みんなで作ろう！人と人のつながりのある久間田

◆一人ひとりの防災意識の向上をめざし、災害時には連携して行動できる地域づくり

防 災

◆交通事故や犯罪の防止を第一に、安全で安心に暮らせる地域づくり

交通防犯

◆地区内の福祉向上をめざし、住み慣れたまちで誰もが幸せに暮らせる地域づくり

福 祉

課題解決にむけた協議会の取組

久間田地域づくり協議会では、平成31年（2019年）1月に行った住民アンケート調査の結果から、「災害に対する備え」「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」「子育て（教育・保育）がしやすい地域づくり」の3つを久間田地区の課題とし、取り組みを進めてきました。従来から各団体が実施してきた高齢者や子どもを対象とする事業の充実だけでなく、新たに「防災フェスタ」の開催、「ながら見守り」をスタートさせています。

今回、地域づくり計画の改定にあたり、これまでの取り組みを振り返りつつ検討し、今後の4年間についても、引き続きこの3つの課題に対し取り組んでいくことになりました。

①災害時に住民が協力し合って行動できる地域づくり

協議会では「災害に対する備え」をこの地区の課題の一つとして、この課題についてより詳細に意見を聞くため、消防団員、自主防災関係者などに集まってもらい、グループワークを行いました。

グループワークでは、「津波の心配がないので防災への関心が薄い」「防災マニュアルがなく避難訓練をしていない」「高齢化や人口の減少で防災の担い手が不足している」などの意見が出ました。これを受けて、今後の取り組みについても協議し、下記の5つを取組項目とすることになりました。

協議会では、役員会と防災部会が連携し、住民一人ひとりが防災意識の向上をはかり“災害時に住民が協力し合って行動できる地域づくり”を目指します。

取 組 項 目
① 防災事業の先進事例の調査研究を行う
② 防災フェスタや避難訓練の開催と、防災への備えの大切さを啓発する
③ 防災マップ作りなどを通じて危険箇所など情報を共有する
④ 地区防災計画の策定と、防災体制の確立を支援する
⑤ 関係団体等との連携体制を強化する

②住み慣れたまちで誰もが幸せに暮らせる地域づくり

地区課題の一つである「高齢者が安心できる地域づくり」に関して、民生委員やサロン、老人会の代表などが参加して行ったグループワークでは、「高齢者が気軽に集える場所が減った」「公共交通機関が乏しい」「社会福祉協議会や包括支援センターとの情報共有の不足」などの意見が出ました。これを受けて、今後の取り組みについても協議し、下記の5つを取組項目とすることになりました。

協議会では、役員会と福祉部会が中心となり、関係団体と連携しながら“住み慣れたまちで誰もが幸せに暮らせる地域づくり”を目指します。

取 組 項 目
① 福祉事業の先進事例の調査研究を行う
② 関係団体と課題を共有して地区内に情報を伝える
③ 介護予防としてのサロン活動等の拡充を図り、高齢者同士の交流を推進する
④ 高齢者を対象とした講座等への積極的な参加を支援する
⑤ 高齢者の移動手段の確保について検討する

③地域で子どもを健やかに育てる地域づくり

地区課題である「子育て（教育・保育）がしやすい地域づくり」については、地区の子ども会や中学校 PTA の役員などが参加したグループワークで、「通学路の安全確保（交通事故の危険）」「子どもが減り、登下校時の見守りの必要性を感じる」「子どもたちが遊びやすい公園に」などの意見が出ました。これらを受けて、今後の取り組みについても協議し、下記の4つを取組項目とすることになりました。

協議会では、役員会と総務部会、青少年育成部会が中心となり、関係団体と連携しながら“地域で子どもを健やかに育てる地域づくり”を目指します。

取 組 項 目
① 鈴鹿市内の子育て事業の調査研究を行う
② 子どもを対象とした講座や事業を開催する
③ 子どもたちの登下校の見守り活動を行う
④ 親子のふれあいや、地域の高齢者と子どもたちが交流できる事業を行う

役員会および各専門部会の目標と事業

◆役員会

役員会は、久間田地域づくり協議会の根幹にあたります。毎月の会議を通して、協議会の事業が円滑に実施されているかどうか、今後の地域づくり活動をどのように進めていくかなどを協議します。

具体的には、総会で協議する内容や協議会の運営に関する事項を審議し、決定します。また、広報「久間田地域づくり協議会 news」を随時発行するなど、地域住民に協議会活動を周知します。

◆総務部会

【目標】

総務部会は、協議会の事業運営に係る市からの補助金や自治会からの負担金を実質取り扱います。総会で決定した予算どおりに遅滞なく各部会や団体に振り分け、協議会の事業が円滑に実施されるよう努めます。

また、行政など関係各所と地区内の各自治会とをつなぎながら、地域づくり活動の継続・発展を目指します。

【取り組む事業】

- 地区総代会については、毎月の会議の開催とともに、代表理事の自治会連合会参加を通して他地区の自治会と情報交換を行い、今後の地域づくり活動に生かします。また、地区内の高齢者の見守りを兼ねた9月の敬老祝いの配付を実施します。
- 地域で子どもを健やかに育てる地域づくりを目指し、青少年育成部会等と連携して事業に取り組みます。
- 協議会の各部会の事業や活動に横断的に関わりながら、総務部会に属している「老人会」「子ども会」「中学校 PTA」など各種団体を通して、地域づくり活動に参加協力する住民を増やす取り組みを進めます。



▲役員会（部会長会議）の様子



▲地区総代会の会議の様子

◆防災部会

【目標】

地震その他の災害から犠牲者を出さず、被害を最小限に止めるためには、地域の防災力を高めることが必要であり、そのことが安全で安心な地域づくりにつながります。

そのためには、自分の身は自分で守る自助とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し助け合う共助の考えが大切であり、その考えに基づいた久間田地区における自主的な防災活動を推進していかなければなりません。

住民一人ひとりの防災意識の向上をはかり、災害時には連帯感を持って行動できる地域づくりに向け、以下の事業に取り組みます。

【取り組む事業】

- ・久間田防災フェスタの継続的な開催と内容の充実をはかるとともに、防災フェスタを通して災害に対する備えの重要性を啓発します。
- ・避難訓練や備蓄、実効性のある自主防災組織の確立など、各自治会の備えに関する取り組みを支援します。
- ・地区全体の避難訓練や防災マップ作りなどを通して、地区内の危険箇所の把握や要援護者の避難体制の整備に努めます。
- ・関係団体等との連携をはかり、災害時の支援などについて体制の構築を進めます。

なお、消防団久間田分団については、平時から火災などが起こるのを未然に防ぐための啓発活動に取り組むとともに、水害や火災など有事の際には、迅速に消防業務にあたります。



▲防災フェスタにおける防災劇と放水体験の様子

◆交通防犯部会

【目標】

安全・安心はわたしたちの生活の基本です。子どもや高齢者を犯罪や交通事故から守る活動を自主的に進めることで、住民一人ひとりの交通安全や防犯意識の向上につなげることができます。

また、地域住民や各種団体、行政や警察などの関係機関が相互に連携して、“安全・安心な地域”を築いていくことも重要です。

わたしたちは、交通事故や犯罪の防止を第一に、安全で安心に暮らせる地域づくりを目指して、以下の事業に取り組みます。

【取り組む事業】

○鈴鹿地区交通安全協会久間田支部

- ・月2回、子どもたちの登校の見守りを中心に朝の街頭指導を実施します。
- ・地域づくり協議会主催の行事が安全に行われるよう、駐車場や会場周辺の交通整理を行います。
- ・地域住民や各種団体、警察、行政などの関係機関と連携して、交通事故防止の啓発を進め、安全・安心な久間田地区を目指します。

○久間田地区防犯委員会

- ・各自治会持ち回りで毎月2回の定期パトロールを実施します。
- ・青少年の非行防止という観点で青少年育成部会と協力し、7月～8月の学校の夏休み期間中に夏季パトロールを実施します。
- ・子どもたちの登下校時を中心に、「ながら見守り」の実施や地域住民に対して見守りの協力を呼びかけるなどの拡充に取り組みます。
- ・住民の安全・安心を脅かす事案が発生した場合、地区の各種団体や関係機関と連携して迅速に対応します。



▲安協久間田支部による見守り



▲地区防犯パトロール

◆青少年育成部会

【目標】

他の部会と協力をして、久間田地区の子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また普段の生活を通して、健全な成長ができるように支えていきます。

【取り組む事業】

- 防犯パトロール等、子どもたちが安全に、そして安心して生活するための活動を積極的に行います。
- 社会のさまざまな分野に興味を持ってもらえるよう、毎年違った分野の見学会を企画します。
- 体育祭、ふれあい広場を通じて、地域の方とのふれあいを深める活動を行います。
- 他地区の育成部会の活動を参考に、新たな行事の実現に取り組めます。



▲夏休み社会見学の様子

◆スポーツ部会

【目標】

久間田地区内のスポーツの振興をはかり、スポーツ・レクリエーション活動を通して、住民の健康増進と住民相互の親睦を深める地域づくりを目指して、次の事業に取り組みます。

【取り組む事業】

- ・毎年開催している地区体育祭やグランドゴルフ大会などについては、今後も継続実施を基本に、内容を見直しながら、あらゆる世代が気軽に楽しく参加できるように努めます。
- ・くまだふれあい広場や生涯学習フェア、ジョギング・ウォーキング大会などの共催事業については、主催である文化部会などと連携して積極的に支援します。
- ・市および西部地区などが主催する各種スポーツ大会に積極的に参加し、運営面等で協力します。
- ・スポーツ推進委員は、住民と行政を結ぶコーディネーターであるとともに、各種会議や研修会などを通して他地区の推進委員と交流をはかり、そこで得た情報や取り組みを久間田地区におけるスポーツ振興活動に反映させます。



▲地区体育祭の様子

◆文化部会

【目標】

久間田地区住民の様々な活動の場・憩いの場としての公民館の役割は、あらゆる世代の住民が気軽に利用し、学ぶことの楽しさを実感し、生きがいつくりを発展する事業やレクリエーションを実施することです。高齢化等地域の抱える課題に対応した取り組みや、伝統文化や史跡などを保存し受け継いでいくのも、地域にとって大切なことです。

わたしたちは、地域の伝統文化や史跡を継承し、学びを通して人づくり、人と人とのつながりづくり、活力のある地域づくりを目指します。

【取り組む事業】

○久間田公民館運営委員会

- ・「くまだふれあい広場」「ジョギング・ウォーキング大会」等の幅広い年齢層が気軽に楽しめる事業や、地域で健康に過ごせるよう高齢者を対象とした「さわやか教室」、一生涯楽しめる趣味を見つける「いきいきスクール」、子どもを対象にした「子ども体験教室」等の各種講座などを実施し、地域の抱える課題、実情に応じた事業や、それぞれの年代に合わせた講座、住民が求める学びに応える講座を提供します。
- ・「生涯学習フェア」では、公民館サークル活動や各講座の成果を発表し、地域へ活動の輪を広げます。
- ・目まぐるしく、急速に変化する社会に対応できるように、常に新しい情報を提供します。

○久間田地区史跡保存会

- ・久間田地区内の歴史的遺産（忠魂碑など）の環境整備を、久間田公民館運営委員会等と連携しながら実施します。



▲くまだふれあい広場の様子



▲和菓子作り教室の様子

◆福祉部会

【目標】

高齢者の一人暮らしや障害を持っている方、妊婦や乳幼児など社会的弱者の方が安心して暮らせる環境を、地域の助け合いや支え合いを通して整備することで、誰もがこの地域に住んでいて良かったと実感できる地域づくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、地区内の福祉向上をめざし、“住み慣れたまちで誰もが幸せに暮らせる地域づくり”を目標に、以下の事業に取り組みます。

【取り組む事業】

○久間田地区民生委員会

- ・毎月（8月を除く）、鈴西小学校の校門前であいさつ運動を実施します。
- ・一人暮らしの高齢者を希望者を対象に給食サービスを月1回実施します。
- ・共同募金会が行う赤い羽根共同募金（法人募金）に積極的に協力します。
- ・行政や包括支援センター、鈴鹿市社協などの関係団体とネットワークを強化し、情報を共有します。
- ・災害対策基本法に基づく、災害時要援護者台帳の整備のための新規対象調査を実施します。
- ・災害時における要配慮者の避難体制の構築について、防災部会に協力します。
- ・他の部会が実施している、高齢者を対象とした講座等に協力します。

○久間田のたまり場 サロンこだま

- ・高齢者の居場所づくりや憩いの場の提供、介護予防を目的として、出張体力測定、音楽療法、フレイル予防体操などを実施します。
- ・さらに、参加者が楽しめるよう趣向を凝らしながら、サロン事業を充実させていきます。



▲あいさつ運動の様子



▲サロンこだまの様子

久間田地域づくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、久間田地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域に暮らす住民自らが地域の現状や課題を把握し、行政と協働してまちづくり活動を行うことにより、誰もが地域への愛着と誇りを持ち、安全安心に暮らしていけるまちの実現を目指すことを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会は、事務局を久間田公民館に置く。

(区域)

第4条 協議会の活動区域は、久間田地区市民センターが所管する区域とする。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域振興、住民交流、啓発に関する事業
- (2) 健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 安全で安心なまちの構築に関する事業
- (4) 環境の保全及び改善に関する事業
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 生涯学習、文化、スポーツの推進に関する事業
- (7) その他地域づくりに関し必要な事業

(構成)

第6条 協議会は、久間田地区に居住する住民及び久間田地区で活動する各種団体をもって構成する。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び専門部会により構成する。

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 協議会の役員は、総会の承認を得て、決定する。

3 会長及び監事は「総代会が推薦する者」とし、副会長、事務局長、会計は総代会の互選により自治会長がその職務を担う。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の事務を総括する。

4 会計は、協議会の会計事務を担当する。

5 監事は、協議会及び専門部会の会計の執行状況を監査する。

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 協議会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。

(委員)

第12条 協議会に、委員を置く。

2 委員は、各専門部会から選出され、定数は2名とし、うち1名は部会長がその職務を担う。

3 委員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 欠員により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 総会は、協議会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、役員及び委員（以下、「総会構成員」という。）をもって構成する。

3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

4 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

5 総会の議長は、総会において出席委員のうちから選出する。

6 総会は、委任状を含めた総会構成員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

7 総会の議事は、出席した総会構成員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改正に関すること。

(3) 役員等の選出に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

(総会の公開)

第14条 総会は、公開を原則とする。

2 久間田地区住民は、総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を述べることはできる。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計により構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

3 役員会は、役員会を構成する役員等の2分の1以上の出席により成立するものとする。

4 会長が必要と認めたとき、役員会に部会長及び監事の出席を求めることができる。

(専門部会)

第16条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 防災部会
- (3) 交通防犯部会
- (4) 青少年育成部会
- (5) スポーツ部会
- (6) 文化部会
- (7) 福祉部会

- 2 専門部会は、久間田地区で活動する各種団体等を基本に構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の実施のほか、事業計画及び予算、事業報告書及び決算等について協議を行う。

(会計)

第17条 協議会の運営等に係る経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(監査)

第18条 会長ならびに部会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書を作成して会計帳簿とともに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を総会で報告する。

(会計帳簿の整備)

第19条 協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を整備する。

- 2 久間田地区住民による帳簿の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

(個人情報保護の取扱い)

第20条 協議会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

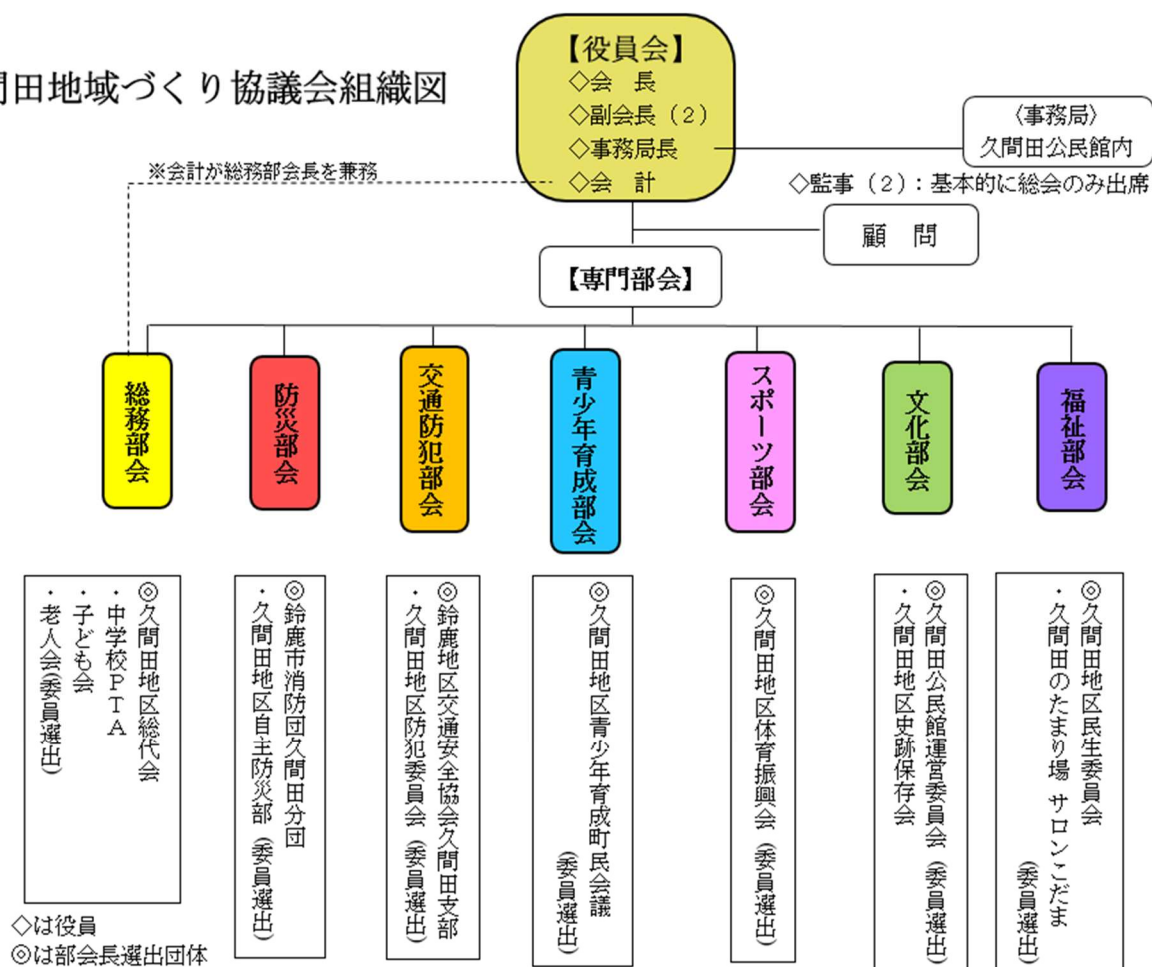
付 則

この規約は、平成30年 4月27日から施行する。

付 則

この規約は、令和 3年 5月21日から施行する。

久間田地域づくり協議会組織図



2024年4月発行

久間田地域づくり協議会

〒513-1123

鈴鹿市下大久保町797番地の1 久間田公民館内

TEL・FAX 059-390-6913

e-mail: kumadachiiki@mecha.ne.jp

友だち追加は
こちらから

